

こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

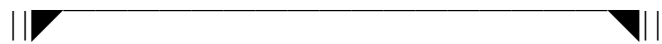
10月も半ばを迎え、朝夕の空気に秋の深まりを感じる頃となりました。日中は過ごしやすい日が増え、季節の移ろいを実感されている方も多いのではないのでしょうか。

近年、スマート農業の普及に伴い、農業分野でも栽培データや生育データ等が海外企業との連携の中で活用される機会も増えています。

このような中、海外企業から「研究データを提供してほしい」と依頼を受けた場合、どのような点に留意すべきでしょうか。

今回は「海外進出とデータ保護」をテーマに、研究データやノウハウを海外企業へ提供する際に何を確認すべきかを紹介します。

ぜひご一読ください。



私のギモンも解決！知財Q&A vol.8



❧ テーマ：海外進出とデータ保護❧

執筆者：平野 和宏 弁護士・弁理士（知財ネット）

1. データの保護（提供前の情報の仕分け）

Q質問者：

海外企業から、「日本で開発した品種を相手国で栽培・販売するため、事業化を検討する研究データ（気象・生育・環境制御データ等）をCSVで提供してほしい」と相談されました。

研究データを海外企業に提供する前に、まず何を確認すればよいでしょうか。

A 弁護士：

栽培試験のデータには、数値だけでなく、長年の経験による栽培ノウハウ、研究機関独自の分析方法、環境制御条件など、将来の事業に価値のある情報が含まれます。

海外企業に提供したデータやノウハウが第三者に渡ったり、想定外の目的に使われたりすると、後から回収することは容易ではありません。

そのため、まず「何を、誰に、どこまで利用させるか」を事前に整理することが重要です。

データだけでなく、品種、ノウハウ、技術についても、知的財産権、営業秘密、契約を組み合わせ
て保護・活用することが重要です。

Q質問者：研究データは著作権で守れるのではないのでしょうか。

A 弁護士：

著作権だけで考えるのは適切ではありません。

著作権には国際的な保護の枠組みがありますが、国・地域で具体的な保護内容や制度は異なります。

また、データを選択・配列し体系的に構成したデータベースは、その選択又は体系的構成に創作性があれば、データベースの著作物として保護される可能性があります。気温、降水量、収量、糖度などの事実や単純な数値データは通常、著作権の対象とはなりません。

ただし、著作権で保護されないことと、第三者が自由に利用できることとは別問題です。保護方法を別途検討する必要があります。

国や地域で制度や紛争解決方法も異なるため、「データだから著作権で守れる」と考えず、契約による保護を含む複数の方法を組み合わせることが大切です。

（【参考】1. 39～40頁参照）

2. 秘密として保護する場合の具体的な管理

Q質問者：提供するデータは当然「秘密」に当たるので、特別の取扱いは不要ではないでしょうか。

A 弁護士：

日本では、研究データについて、不正競争防止法（以下「不競法」といいます。）による営業秘密や限定提供データの保護が受けられる場合があります。

ただ、「秘密だから」と考えているだけでは十分ではありません。公開したくない栽培方法、環境制御条件、分析方法などを営業秘密として保護するには、適切な秘密管理が必要です。

アクセスできる人を限定する、ファイルのアクセス権を設定する、秘密表示をする、必要な者に秘密保持義務を課す、といった管理が不可欠です。

限定提供データは、営業秘密として管理していなくても、一定の条件を満たすデータが保護される場合がある日本の不競法に特徴的な制度です。

ただ、公的研究機関の研究データがすべて限定提供データに該当するわけではなく、個別の検討が必要です。

（【参考】1. 69～71頁参照）

3. 海外での侵害行為について

Q質問者：

日本法において営業秘密や限定提供データとして取り扱われるものについて、提供後、海外企業が海外で侵害行為を行った場合、当該行為に対して、差止請求や損害賠償請求をすることはできないのでしょうか。

A 弁護士：

令和6年4月1日施行の不競法改正によって、海外での侵害行為に関して、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密（ただし、専ら海外事業にのみ用いられる営業秘密は対象外です。）

については日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴することができる旨を明確化した同法19条の2、3の規定が設けられ、当該規定の要件を充たす場合には日本法による保護が考えられます。

なお、上記規定の対象となる行為は限定されており、データの提供を受けた海外企業が当該データを使用又は開示した場合等に適用対象となると考えられる不競法2条1項7号の「営業秘密を保有する事業者からその営業秘密を示された場合」には、「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為」であることが要件となっています。

一方、限定提供データについては上記規定と同様の特則が設けられていないため、上記改正前同様、裁判管轄に関する民事訴訟法の規定や法の適用に関する通則法などによる保護の可否を検討する必要があります。が必要になります。

また、契約で日本の裁判所を管轄裁判所と定めたり準拠法を日本法と定めた場合には、日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴することが認められる場合もあり、海外企業が海外での「目的外の使用禁止」や「第三者提供禁止」等を契約内容とし、契約違反に対して差止請求等ができる旨規定していた場合には、契約責任（債務不履行）を理由とする請求が認められる場合も考えられます。

しかし、日本の裁判所で勝訴判決を得た場合であっても、当該判決に基づき相手国において海外企業に対する実効的な強制執行ができない可能性は否定できないので、紛争解決方法の選択については慎重な検討が必要です。

（【参考】2. 参照）

4. 海外企業との契約

Q質問者：海外企業にデータや栽培ノウハウを提供する場合、契約で何を決めればよいでしょうか。

A 弁護士：

まず、①利用目的・利用地域、②利用できる者、③第三者への提供・開示の可否、④目的外利用の禁止、⑤複製・加工・二次利用の可否、⑥派生データやAIに関する知的財産権を含む権利帰属、⑦提供データの保証及び非保証や責任制限、⑧不可抗力免責、⑨契約終了後のデータ等の返還・削除、⑩契約違反時の責任（差止め・損害賠償その他の救済）など、何ができ、できないのかを具体的かつ明確に定めることが重要です。

また、海外企業との契約では、契約条件だけでなく、準拠法（どの国・地域の法律を適用するか）、国際裁判管轄（どの国の裁判所で裁判をするか）、国際仲裁（当事者が選んだ仲裁人による解決手続）、複数の言語で契約書を作成する場合の言語の優先順位、税金（源泉徴収税など）の取扱いなども確認しましょう。

相手方から契約書を提示されても、そのまま署名せず、①どの国・地域で利用されるか、②その国・地域でどのような規制があるか、③必要な行政手続・契約措置は何かということなどを踏まえ、事業やデータ・ノウハウの価値に見合った内容とすることが大切です。

（【参考】1. 69～73頁、82頁参照）

5. AI利用の注意点

Q質問者：

海外企業へ試験データを渡したところ、その企業がAI学習に利用していました。どういう点を注意していたらよかったのでしょうか。

A 弁護士：

海外企業への通常のデータ提供に加えて、海外企業が当該データをAIサービスに入力する場合には、入力したデータがAIサービス提供者によって保存・モデル学習・二次利用されたり、第三者に提供されたりする可能性があるため、通常のデータ提供とは別に利用範囲を確認する必要があります。

まず、提供データのAIサービスへの入力の有無を確認しましょう。そして、AIサービスへの入力がある場合には、①入力データの学習利用、②第三者提供、③サービス提供者による保存期間、④生成物・分析結果の利用権限を確認しましょう。

また、AIサービスの利用規約、プライバシーポリシー、契約条件、相手国・地域の法制度等を確認し、個人情報や営業秘密等が含まれる場合は保護手段も確認しましょう。

（【参考】1. 73～76頁、【参考】3. 参照）

6. 外国為替及び外国貿易法（外為法）の確認

Q質問者：

海外企業への役務（技術）の提供には外為法の規制があると聞きましたが、農業分野の技術でも海外提供に規制がかかるのでしょうか。

A 弁護士：

外為法に基づき、日本からの貨物輸出や役務（技術）の提供を管理する安全保障貿易管理制度があります。

すべての研究データの提供が規制対象になるわけではありません。

しかし、農業分野でもセンサー技術、画像解析技術、ドローン関連技術などの技術的な設計・制御プログラムやノウハウが含まれる場合には、内容によっては外為法上の規制対象となる可能性があります。

そこで、海外へ技術情報を提供する前に、所属機関の安全保障貿易管理担当部署又は窓口（専任部署がない場合は知財担当課や事務局窓口等）に相談し、外為法上の規制対象となる技術に該当するかを確認する必要があります。

（【参考】4. 参照）

7. 相手国・地域の法制度の確認

Q質問者：海外企業と事業展開する場合、日本国内と異なり注意すべき点がありますか。

A 弁護士：

契約だけに頼らず情報を整理・管理し、契約前に特許出願、品種登録、商標登録など必要な権利取得も検討しましょう。

特に品種や種苗を海外で栽培・販売する場合は、相手国・地域の品種保護制度、種苗流通規制その他の法制度も事前に確認することが不可欠です。

必要に応じて相手国・地域の専門家等にも確認しましょう。

EUや中国など、一部の国・地域では、①データの国外移転、②研究データに含まれる個人情報、③AI学習データ、④営業秘密の保護などについて、日本法とは異なる手続（行政手続や契約措置等）や独自規制が設けられている場合があります。

8. まとめ

Q質問者：海外で事業展開する際、最低限確認すべきことは何でしょうか。

A 弁護士：

海外展開では「まず渡す、その後考える」では遅すぎます。海外企業への提供前の確認が重要です。

事前確認を怠ると、権利取得の機会を失ったり、情報漏えいや法令違反につながったりするおそれがあります。

データやノウハウを提供する前に、次の4つの基本ステップを確認しましょう。判断に迷う場合は、所属機関の知財担当部署や事務局窓口に相談してください。

- ① 情報の仕分け：品種、栽培方法、環境制御条件、AIモデル、分析方法などを、提供するものと秘密として守るものに区別・整理する。
- ② 権利の確保・情報の保護：事業展開する国・地域での権利取得を検討し、権利化せず営業秘密として管理する情報も整理して開示する。
- ③ 契約の締結（利用条件の規定）：NDAやライセンス契約等で、利用目的、第三者提供の禁止、目的外利用、複製・改変、契約終了後の処理等を明確にする。
- ④ 相手国・地域の法制度の確認：データ・技術の越境移転規制等の独自規制や、外為法（安全保障貿易管理）を確認し、どのような手続や契約上の対応が必要かを確認する。

【参考】

1. 農林水産省「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」（令和8年3月改訂）

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-16.pdf>

2. 経済産業省「不正競争防止法等の一部を改正する法律【知財一括法】の概要」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/r5kaisei06.pdf>

3. 農林水産省「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のノウハウの保護とデータ利活用促進のために～」（令和2年3月12日策定）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

4. 経済産業省「安全保障貿易管理」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<次回の配信予定>

テーマ：ゲノム編集に対する規制

配信時期：10月28日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。